

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

I. 基本的考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	I-1 貸金業者の監督に関する基本的考え方	
	I-1-1 貸金業の監督の目的	
1	<p>貸金業の監督の目的の冒頭を「貸金業者は、我が国の金融システムにおいて、預金取扱金融機関の融資が過度に厳格な規制のもとに行われたため、これらの低金利融資が消費者及び事業者の多様な資金需要に答えきれず、この間隙を縫って利便性と迅速な審査を売り物として、銀行融資を受けて高利で貸付けを行なうことで利益を上げてきたが、このことが消費者の生活の疲弊と破綻を招き、事業者の倒産と自殺及び深刻な保証人被害をもたらしたことに鑑み、今後は一方では低金利融資の拡大が必要であるとともに、貸金業が資金需要者の生存と生活を侵害しない共存の中で、その円滑な資金調達に寄与し、預金取扱金融機関を補完する役割を果たさなければならない」に変更することを求める。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
2	<p>貸金業の監督の目的において「貸金業を利用する資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争による市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを監督の目的とする」とされているが、これまで貸金業者の自主努力は絵に描いた餅であったし、今後も貸金業界の自主努力に成果を期待することは誤りである。</p> <p>監督当局においては、その権限を適正かつ厳正に行使し、貸金業者の不法行為や不正行為には、毅然たる姿勢で指導監督されることを強く希望する。</p>	<p>法令に基づき、引き続き、厳正かつ適切に対処してまいります。</p>
	I-1-2 貸金業監督の基本的枠組み	
3	<p>今まで不十分な監督規定であったガイドラインを、実態を踏まえ多項目にわたってよくまとめていると思う。この監督指針が適切に適用されれば、本当に利用者が保護されることとなるが、都道府県においても適切に適用されるのか。</p>	<p>本監督指針は、財務局職員が財務局登録貸金業者を監督するための指針ですが、都道府県においても本監督指針を参考にして都道府県登録貸金業者を適切に監督されることを期待します。</p>

4	今までなかなか行政処分の形で監督権限が発動されてこなかった事実に鑑みると、「貸金業監督部局の基本的役割」の中で「可及的速やかに」行政処分を行うことを明記すべきである。	法令違反等の行政処分を行うに足る事実関係が認められた場合は、法令に基づき厳正かつ適切に行政処分を行うこととしています。
5	貸金業者では、監督指針に沿った対応ができないことから、経過措置などの対応が必要ではないか。	本監督指針は、法公布後、1年以内に施行される法令上の規定について、適切な監督を行うための着眼点を記載した指針であり、貸金業者は本監督指針を踏まえて適切に対応することが求められます。
I-1-4 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方		
6	「監督業務に携わった公務員は、厳正な監督をするために、国家公務員法第103条に拘らず、以後一切、貸金業協会および貸金業者から給料ないし報酬をはじめとする一切の金銭を受け取らないこととする」を追記すべきである。	国家公務員法等の法令等に基づき適切に対処してまいります。
I-2. 監督指針策定の趣旨		
7	監督指針の下では、現在と比べ貸金業者への監督姿勢はどのように変化すると考えるか。	貸金業規制法に基づく行為規制中心の監督から、改正法に基づき、貸金業者の内部管理態勢を検証する総合的な監督に移行することとなります。

II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
II-1 経営管理等		
8	「内部監査部門」は独立した部署として設置する必要があるか。それとも「内部監査」としての機能が果たせるなら一部兼務としても問題ないと解してよいか。	貸金業者の規模や業務内容、特性等を踏まえ、個別・具体的に判断する必要がありますが、適切な監査を行う観点から、監査部門は独立した部署として設置することが望ましいと考えられます。
9	一人で貸金業の業務を行っている貸金業者が独立した内部監査を行うのは不可能であり、代替措置を例示されたい。	ご指摘を踏まえ、協会の監査を利用する場合など、一人で貸金業務を行っている貸金業者の内部監査について追加修正いたします。
10	経営管理等に関する監督について、「当該貸金業者の業務運営の実態を踏まえて対応する」ことの内容を明確にするよう要望する。	貸金業者の業態、規模、業務内容、特性等はまちまちであり、あらかじめ内容を明確に定めることは困難ですが、資金需要者等の利益の保護等の観点から、貸金業者の実態等を踏まえて適切に監督し

		てまいります。
	Ⅱ－２ 業務の適切性	
11	相談及び助言並びに助力のために社内態勢整備、法第12条の9の規定の実施に関し、同条所定の団体の紹介を行うべき場合に関する基準を含む社内規定、相談助言の実施状況の報告調査等、相談及び助言に関する態勢について、貸金業者の監督にあたっての主な着眼点、監督手法・対応を追加することを求める。	法第12条の9は努力規定であり、監督指針では特に規定はしていませんが、協会の自主規制規則において、相談及び助言に係る態勢整備等が盛り込まれる予定と承知しています。 なお、非協会員についても、法第24条の6の11に基づき、協会の自主規制規則を考慮した社内規則等の制定が求められています。
12	NPOバンクを営利企業に対するものと同じ監督指針などによって機械的・画一的に監督すべきでないことを明文化すべきである。	監督指針Ⅰ-2「監督指針策定の趣旨」などにおいて、監督にあたっては、貸金業者の規模や業務内容、特性等の多様性にかんがみ、機械的・画一的な運用にならないよう配慮する必要がある旨、明文化しています。
13	「機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する」、「当該貸金業者の業務運営の実態を踏まえて対応する」ための具体的な手法として、どのようなものを考えているか。	貸金業者の規模や業務内容、特性等に応じて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
14	一般的に融資の個人利用者と法人利用者（実質的に個人営業の法人（個人事業者）、極めて規模の小さい零細企業を除く）では、借入れに関する知識・経験、貸金業者との交渉力等において差が極めて大きいことを考慮すれば、個人（消費者）向け融資業務と法人（事業者）向け融資業務は本来は別個の基準で規制されるべきと考える。	法令等に基づき、資金需要者等の利益の保護等の観点から、適切に監督してまいります。
	Ⅱ－２－１ 法令等遵守（コンプライアンス）	
	態勢等	
15	「…、資金需要者等の利益の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」とあるが、個人向け融資を一切行わない貸金業者において、取立て・督促に係る社内規則や社内研修がない場合でも、不適切との判断がなされないと解してよいか。	個人向け・法人向け融資を問わず、取立て・督促行為を行うのであれば、取立て・督促に係る社内規則等や社内研修等は必要と考えられます。
16	「法令等遵守」には、どのようなものが含まれるという解釈か。	本監督指針中の「法令等遵守」の法令等には、法公布後、1年以内に施行される法令、貸金業を営む上で関係する法令、本監督指針、企業倫理等の社会規範、協会が定める自主規制規則及び各貸金業者が定める社内規則等が含まれると

		考えます。
17	法第 12 条の 4、改政府令第 10 条の 9 で、貸金業の業務に従事する使用人に証明書の携帯を義務付けしており、文書化および適切な運営を行う必要があるが、お客様と「非対面の電話業務」で融資案内、入金案内の業務を担当する派遣社員には、証明書の携帯は不要と解釈してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本的には貴見のとおりと考えられます。 なお、融資案内、入金案内など重要な業務を担当する派遣職員に対しては、社内規則等の周知徹底などの適切な対応が必要です。
18	法第 12 条の 4、改政府令第 10 条の 9 の 2 で、従業者名簿の備付けが求められているが、派遣社員の場合、派遣法第 35 条に基づくと生年月日等の個人情報の取得は困難であり、派遣社員の場合は適用外と解釈してよいか。	法第 12 条の 4 第 2 項の従業員名簿の記載は、雇用形態にかかわらず、現に貸金業の業務に従事しているかどうかで判断して、必要事項を記載する必要があります。 なお、従業員名簿の備付けは、法の完全施行時に義務付けられています。
19	貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢とは、どのような態勢なのかを具体的に示していただきたい。	貸金業務取扱主任者が経営陣に影響されることなく、自らの役割を円滑に果たすことができる態勢であると考えます。詳しくは監督指針Ⅱ-2-7をご参照ください。
Ⅱ-2-2 顧客情報の管理		
20	顧客情報の管理(1)-⑤にある「返済能力の調査以外の目的で利用しないことを確保するための措置」とは、具体的にどのような措置のことか明確にして頂きたい。 特に顧客から同意を得て独自に取得した個人情報や同意の範囲内で利用するにあたり、個人情報や信用情報を参照することは可能か。	例えば、信用情報機関より提供を受けた個人情報を取り扱う部署と勧誘を行う部署を組織的・物理的に分離することなどが考えられます。 信用情報機関の信用情報については、返済能力の調査以外の目的に使用することは禁止されています。
21	途上与信のため信用情報機関から取得した個人情報や信用情報に基づき、与信状況が改善した顧客に対し、借入限度額の増加が可能である旨の連絡を行うことは許容されると理解してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、連絡について顧客からの事前要請等がないなど、顧客の資金需要についての意思が確認できない場合に、個人情報や信用情報に基づき借入限度額の増額が可能である旨連絡し、勧誘することは、個人情報や信用情報の目的外利用に該当すると考えられます。

22	現に顧客情報がヤミ金に流失しているとの事実を掲げ、情報管理を徹底させるとの強いメッセージを謳う必要がある。	本監督指針の規定で顧客情報の管理の重要性は十分記載されているものと考えられますが、ご趣旨を踏まえ、ヤミ金被害を防止するための顧客情報管理の重要性について記載します。
Ⅱ－２－３ 外部委託		
23	「第三者」には、親会社または関連会社(持分適用)を含むと考えるべきか。	当該貸金業者以外は第三者にあたる考えられます。よって、親会社または関連会社は第三者に含まれると考えられます。
24	非貸金業者である外部委託業者に対しても監督の権限を及ぼすべきである。	法第24条の6の10において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、報告又は資料の提出を命ずることができるとされております。
25	「貸金業の業務を第三者に委託」に該当する範囲を具体的に明示してほしい。	例えば、取立業務を第三者に委託するなど、貸金業を営むために必要な業務を第三者に委託した場合が該当することとなります。
26	「様々なリスク」「外部委託リスク」とはいかなる範囲のリスクを想定して管理すべきか。想定すべき範囲のリスクについて、具体例を示して明確にしていきたい。	なお、どのようなものが委託に係るリスクに該当するかは、貸金業者において、資金需要者等の利益の保護等の観点から、実態に即して判断すべきものであり、当局があらかじめ具体的に例示列举することは困難と考えられます。
Ⅱ－２－４ 本人確認、疑わしい取引の届出		
27	国連制裁委員会よりテロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者リストが日本政府に送付された場合、当該リストに基づく通知は、金融庁を含む関係省庁より貸金業者には送付されていないのか。	ご指摘のリストは、警察庁、外務省等のHPに掲載されております。
28	役職員の採用に当たり「マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点」を含めた選考が求められているが、選考の対象となる役職員から提出された履歴書により犯罪歴をチェックする、当該役職員から組織的な犯罪に関与したことがない旨の誓約書を提出させる等の貸金業者が相応の努力を行っている場合には、適切な選考が行われていると解してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、基本的には、貴見のとおりと考えられます。
29	ここでいう役職員とは、マネーローンダリング防止の観点から関連する特定の業務に従事する役職員のことを指しているのか、それとも全	全役職員と考えられます。

	役職員を指すのか。	
30	ここでいう属性とはどのような内容を指しているのか。具体例を示していただきたい。	列記されている生年月日・住所のほか例えば、勤務先や職務内容が考えられます。
Ⅱ－２－５ 苦情対応態勢		
31	貸金業者と資金需要者との契約の際に、「禁止行為一覧」及び「監督官庁連絡先一覧」のような書面の交付を貸金業者に義務付けるなど、資金需要者等からの苦情又は問い合わせ等が適切に行われるための具体的な措置を講じることを求める。	監督指針Ⅱ－２－５において、貸金業者の適切な苦情対応態勢に係る監督上の着眼点が記載されています。 なお、金融庁の金融利用者サービス相談室、各財務局、各都道府県において苦情等に対する対応を行っております。
32	貸金業者から苦情対応状況等の報告を義務化するべきである。	資金需要者等の保護のため、必要と判断した場合は貸金業者に対し、苦情対応状況の報告を命令することとなります。
Ⅱ－２－７ 貸金業務取扱主任者		
33	取扱主任者は1店舗に1人以上置くなどの措置が必要である。また、初回契約時における取扱主任者による重要事項の説明と署名押印および当該重要事項説明書の交付義務を定めるべきである。 なお、不動産取引時においてなされている重要事項の説明及び当該書面の交付は、中小の不動産業者においては書面を交付するだけで口頭での説明は行われないケースが見受けられるが、本制度においてはこのように制度が形骸化しないような指導を徹底してほしい。	法第12条の3において、営業所又は事務所ごとに貸金業務取扱主任者を設置すること、及び貸金業の業務に従事する者に対し貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならないことが定められており、法令等に則り適切に対応してまいります。
Ⅱ－２－８ 禁止行為等		
34	(2)①に「具体的な審査によることなく、保証人が不要である旨を告げ、若しくはそのように誤認させて勧誘し、貸付け実行の時点で保証人を要求すること」を追加すべき。	ご指摘の事例は、(2)①ロに該当すると考えられます。
35	① 禁止行為に「利息制限法違反の貸付では手形、小切手を徴求してはならない。」を追加すべき。 ② 同dに「合理的理由がないのに、過大な担保」について、「保証人の徴求」も追加すべき。 ③ 禁止行為の例示(イないしニ)に、「資金需要者等の知識・経験・財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる契約を締結すること(いわゆる適合性の原則)」を追加すべきである。	① 出資法上限金利の引き下げは法の完全施行時に実施されるものであり、法の公布後1年以内に施行される法令上の規定を対象にした本監督指針で、利息制限法を超える金利で貸付けを行っている場合の手形、小切手の徴求を一律に禁止することは、不適切と考えられます。 ② ご指摘を踏まえ修正いたします。

		③ 法第 16 条第 3 項及び監督指針Ⅱ-2-9 で適合性の原則について規定しています。
36	「みなし弁済規定の適用がない明白な事情が存するにもかかわらず、利息制限法所定の制限を超える利息を請求又は收受すること」を追加すべきである。	みなし弁済規定が適用できるか否かは、最終的には司法判断を待つ必要があるものと考えられます。
37	「貸金債権につき保証委託契約を締結し、資金需要者から保証料を徴収する場合に、約定金利と保証料を年利換算した率の合計が出資法の上限利率を超える契約を締結すること」を追加すべきである。	保証料を貸金業者が代理受領した場合に出資法の「みなし利息」に該当することは、事務ガイドライン第 3 分冊 3-2-10 に明記しております。 なお、法の完全施行時には、保証料は利息と合算され、利息の上限利率を超過する保証料の契約は、その超過部分につき無効とされ、また、そのような保証料の契約を締結した保証業者は刑事罰対象となります。
38	銀行や提携先の A T M 等の非対面の方法によって貸付契約の締結等を行う場合においては、資金需要者等の状況に応じて手続きを進めることは不可能であることから、契約に関する基本的な内容を示すことで足りると考えてよいか。	非対面であっても、法令等に沿って適切な対応をする必要があるものと考えられます。
39	身体的な障害等により契約の内容を理解できない場合、とはどのような場合か	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、視覚障害や聴覚障害がある場合などが考えられます。
Ⅱ-2-9 勧誘及び契約締結時の説明態勢		
40	資金需要者に対する勧誘行為に対する規制について、一定の基準を定めるべきである。また、資金需要者から再勧誘を希望しない旨の申し出があったにもかかわらず、貸金業者が繰り返し再勧誘した場合には当該貸金業者に対する行政指導を徹底してほしい。	法第 16 条第 3 項及び第 4 項並びに監督指針Ⅱ-2-9 に則り、適切に監督を行ってまいります。
41	貸付時においては収入証明等の書類の確認を要することが必要なことから、資金需要者は必ず店舗に赴いて契約すべきである。 契約締結時には資金需要者の収入証明等の書類の提出を要することとし、その写しを最低 10 年間若しくは契約期間中は保管しなければならないこととしてほしい。また、信用情報機関により入手した当該資金需要者に関する信用情報についても同様に保管しなければならないこ	契約にあたっては、対面・非対面にかかわらず法第 13 条を遵守する必要があります。 返済能力の調査に関する記録の保存に関しては、内閣府令に規定された完全施行時の取扱い（契約の最終返済期日まで等）を円滑に導入するための態勢を整備する必要がありますと考えられます。

	ととしてほしい。	
42	<p>②ハの例示に貸金業者において、保証弁済の率及び件数の説明が必要であると明示すべきである。</p> <p>また、説明の際に貸金業者が借入人について有する情報（特にネガティブ情報、他社の借入等）を全て開示の上、借入人毎に応じたリスクの説明を義務付けるべきである。</p>	<p>本監督指針は説明内容の主な例示を示したものであり、保証人に具体的に何を説明すれば、保証契約の内容を十分に理解しうる説明になるかは、各貸金業者が本監督指針を踏まえ、保証人の状態に応じて判断する必要があります。</p> <p>また、保証契約の直接の対象ではない債務者に関する情報の取り扱いについては、本来、債務者と保証人となろうとする者の間の問題であり、債務者情報を保証人に提供することは、個人情報保護の観点から、必ずしも適切ではないと考えられます。</p>
43	<p>破産者又は債務整理を行っている者に対する勧誘を一律に禁止すべきである。これらの者に対する勧誘は、甘い誘惑になり、再度多重債務に陥り、特に破産者は7年間は免責を受けられず、自殺等につながる危険があるからである。</p>	<p>過去に破産者又は債務整理を行っている者のその後の返済能力を一概に決めることはできませんが、法第16条第3項及び監督指針Ⅱ-2-9で資金需要者等の財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる契約の勧誘は禁止されております。</p>
44	<p>物的担保を徴求する場合においても「最悪のシナリオ」を生々しく説明する旨を明記すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
45	<p>① 状況に関する記録は、規則第16条1項7号に言う所謂「交渉の経過の記録」を以って行うことでよいか。</p> <p>② 上記①に加え、必要に応じて行う「テープ録音」を行うには個人情報の取得として事前同意が必要か。また、そのテープを6ヶ月以上の保存する場合は、個人情報保護法（安全管理措置等）に従った扱いとすべきか。</p>	<p>① 「交渉の経過の記録」は法第19条において契約締結後の交渉の経過を記録するものとされています。なお、勧誘又は契約時の状況に関する記録は、勧誘等の実態を記録したものであることから、契約締結に至らなくとも記録の保存に留意する必要があります。</p> <p>② 事前同意を得ることが適切であり、個人情報保護法に従った取扱いが求められると考えられます。</p>
46	<p>途上与信により信用情報機関から得た個人情報情報の内容を含めた、定期的な独自の審査により判断した結果を基に、その時の当該顧客の状況を考慮したアドバイス、カウンセリングを行い、顧客の状況を改善する目的での他の商品</p>	<p>ご質問の取扱いがアドバイスやカウンセリングに当たるものか、あるいは実質的な勧誘とみなされるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきもの</p>

	を紹介すること（金利、支払方法などを総合して顧客のキャッシュフローが改善されるものに限る）は、法第1条や第13条に則ったものであり、許容されるべきと考えるが、これらについては「勧誘」に該当しないと理解してよいか。	と考えられます。
47	「勧誘」とは「ダイレクトメールによるものを含む」と定義しているが、不特定多数の者に送付することを想定した、一般的な商品概要説明用パンフレット類を、勧誘を目的とした資料でないことを明記したうえで顧客向けに送付（郵送）することは、ここで定義される「勧誘」に該当しないものと解してよいか。 また、利用明細書や請求書等の毎月の返済額を案内する書面に同封又は当該書面の余白スペースに掲載する一律の商品案内等については、「勧誘」にあたらぬものと解してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご質問の内容は「勧誘」に該当するおそれがあると考えられます。
48	貸金業者が資金需要者等に対して、勧誘に該当するようなパンフレット類を初めて送付する場合に、当該資金需要者等から「契約を締結しない（もしくは、勧誘を引き続き受けることを希望しない）」旨の意思表示を行うための書面を同封したうえで、その旨の意思表示を行う場合には当該書面の返送を求めることとし、当該書面の返送がない場合は、契約を締結しない（もしくは、勧誘を引き続き受けることを希望しない）旨の意思表示がないものとして記録することがこれに該当すると解してよいか。	資金需要者等の意思表示の機会を最初だけに限定するのは適切ではなく、継続して勧誘を行う場合には、その都度、資金需要者等に対して意思表示の機会を与える必要があると考えられます。 また、意思表示を書面に限定することも適切ではないと考えられます。
49	いわゆる「おまとめローン」の契約の際には、過払金が存在する可能性について言及すべきである。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
Ⅱ－２－１０ 過剰貸付の禁止		
50	信用情報機関への登録義務を怠った業者に対しては徹底した行政指導をしてほしい。	法令等に基づき、適切に対処してまいります。
51	個人情報保護あるいはプライバシーの観点から資金需要者の属性は「など」とせず、ガイドラインで明確に規定すべきことと考える。	資金需要者等の属性調査については、法令等の範囲内で個々の資金需要者ごとに実態に即して調査すべきものであり、あらかじめすべての属性を具体的に例示列挙することは困難と考えられます。
52	保有資産・家族構成・生活実態などの属性調査について顧客申告に委ねるのか、収入証明のように、利用金額に応じて何か書類の提出を義務付けるのか等、実務に置き換えた具体的かつ明確な指針・方法の列挙を求めます。（内部管	適切な貸付審査のために必要となる調査書類等については、顧客の申告によるものだけでなく、公的機関や勤務先等の第三者が発行する証明書等が望ましいと考えら

	理部門事後検証を行う際も同様)	れますが、具体的には、貸金業者が資金需要者等の実情に応じて、調査書類等の信憑性を確保しながら個別に判断すべきものと考えられます。
53	<p>貸金業協会の自主規制ルール等に、総量規制が導入されるまでの間における貸付の制限などを設けるよう指導するべきである。また、違反行為に対しては民事上の請求制限を行うなど実効性のある規制をすべきである。</p> <p>総量規制導入後において、融資残高が収入の3分の1を大きく超えている債務者が多数存在する業者に対しては注意勧告を行うなどの行政指導をしてほしい。また、債務者に対しては返済期間を延ばすなど、総量規制の趣旨に合致した請求に制限するよう指導してほしい。また、債務者から貸金業者に対して返済期間の延長に関する申し出を受け付ける旨を通知するよう指導してほしい。</p>	本監督指針は、法の公布後1年以内に施行される内容について、監督上の主な着眼点を記載したのですが、法の完全施行時に適用される総量規制を円滑に導入する観点から、監督指針Ⅱ-2-10において、過剰貸付け防止に係る態勢整備の着眼点を記載しています。
54	法律の完全施行時に総量規制の適用除外とされている貸付けについては、今回の監督指針の過剰貸付けの禁止においても、借入額の合計に含めないこととして良いか。	本監督指針は、法の完全施行時に総量規制を円滑に導入するための態勢の整備を求めています。法の完全施行時の趣旨を考慮すれば、個人過剰貸付契約から除かれる契約であれば該当しないと考えられます。
55	他社借入返済額とあるが、事業者向けローン、目的ローン、住宅ローン等全ての借入の返済額を含むのか、他社とはどの範囲を指すのかを具体的に示していただきたい。	
56	自社借入が50万円を超える場合(50万円超を極度額とする極度基本契約を締結する場合を含む。)又は他社借入を合わせ残高が150万円を超えることを確認した場合とは、法第13条第3項から「150万円」ではなく「100万円」とすることが正しいのではないか。	法の完全施行時に適用される1社50万円超又は借入総額100万円超の場合の年収証明書等の提出義務を円滑に導入する観点から、本監督指針では年収証明書等を徴求する目安として「150万円」としています。
57	他社借入を合わせた残高が150万円を超えることを確認した場合とは、信用情報機関の調査により判明した場合なのか、資金需要者より申告があった場合なのかを具体的に示していただきたい。	ご指摘の場合も含め、貸金業者が返済能力の調査義務を履行した結果、その事実を把握した場合と考えられます。
58	返済能力調査において「二、極度方式基本契約により貸付けを行う貸金業者については、信用情報機関への照会等」と定められているが、ATM(主として提携先ATM)を利用した貸付の場合、現状のインフラではATM貸付処理の間に信用情報利用の照会により返済能力調査	法の完全施行時では、法令に基づき、極度方式基本契約は、定期的な与信管理(1ヶ月の借入が5万以上かつ借入残高10万円以上→毎月、借入残高10万円未満→3ヶ月毎)が求められており、これ

	<p>を行うことは処理時間制限（タイムアウト）となり不可能である。定期調査を行うことでの返済能力調査に止めるべきだと考える。</p>	<p>を円滑に導入することを念頭に置いた態勢整備が求められます。</p>
59	<p>①収入調査以外に支出調査は必要ないのか。 ②保有資産とは何を指すのか。 ③生活実態とは何を指すのか。</p>	<p>①法第13条において、貸金業者に対し、資金需要者である個人の顧客から資力を明らかにする書類の徴求や返済能力の調査を義務付けたことを踏まえ規定したものです。 ②例えば、資金需要者等が保有する不動産等が考えられます。 ③例えば、職業や勤務先等が考えられます。</p>
60	<p>監督指針（案）の主な着眼点でも、整備・周知の徹底とあるが、業務改善命令を実施する上で、具体的な範囲が不明確である。</p>	<p>本監督指針では、過剰貸付け防止のための社内規則等の策定、社内規則等を適切に運用するための社内態勢や研修、検証態勢の整備等を求めています。 したがって、このような態勢の整備等が不十分なため、過剰貸付が行われるおそれがあり、自主的に改善が期待できない場合は、業務改善命令が発出されることも考えられます。</p>
61	<p>「返済能力調査について、総量規制が円滑に導入できるよう、以下の措置が講じられているか。」とあるが、住宅ローン等総量規制の適用除外の場合において、②は対象外となるのか。</p>	<p>住宅ローン等は、法の完全施行時に導入される総量規制の対象からは適用除外となっていますが、一般的な返済能力調査は必要であると考えられます。</p>
62	<p>貸付基準等の妥当性については、どのくらいの頻度でどのような内容を確認すればよいのか。</p>	<p>貸金業者においては、過剰貸付を防止する貸付基準の妥当性について、法令等や協会の自主規制規則の改正、貸金業を取り巻く環境などと照らし、随時、見直しを行う必要があると考えられます。</p>
63	<p>「改ざんが行われていないこと」や「虚偽申告の示唆が行われていないこと」の事後検証において、公の書類が必要となるのか。</p>	<p>内部管理部門における事後検証を行うための書類については、返済能力調査の実効性を担保できるものであれば、公の書類に限定されないと考えられます。</p>
64	<p>資金需要者等の家族構成については、資金需要者等が個人情報保護の趣旨から詳細な申告を拒否する場合があります、そのことによって生活実態の十分な把握ができない場合もある。そのような場合、どの程度までの属性調査・把握が適</p>	<p>資金需要者等の属性調査において、過剰貸付け防止の観点から、詳細な調査を求めたにもかかわらず、申告を拒否された場合は、適切な貸付審査ができないものと考</p>

	切な貸付審査と見做されるのか。	えられます。
65	「新貸金業協会」の会員は公表されている定款（案）の第6条（業務規程）から主として個人向け融資業務を行う貸金業者が想定されていると思料され、専ら事業者向けにしか貸付を行わない貸金業者は協会ルールと同じ社内規則を設け難いことを貴庁も認識されていると思われる。例えば、個人向け融資業務を行わない貸金業者では、取立て・督促に係る社内規程を設けない、あるいは設けてもその内容が法人向けにしか融資を行わない場合、取立て・督促に係る社内規則を設けない、あるいは設けてもその内容が協会自主規制ルールと大きく異なるのは必然で、そのために協会に加入するインセンティブが生じなかったり、監督当局から直接監督を受けることになるのは、貸金業法の現行の規定が個人（消費者）向け融資業務と法人（事業者）向け融資業務の違いを十分に考慮していないことに起因するものと思われる。今後はかかる点について、主務官庁として是正いただくように努めていただきたい。	法令上、貸金業者は、融資対象の属性にかかわらず、貸金業を適切に行うための社内規則等を作成する義務があり、非協会員については、協会の自主規制規則を考慮した社内規則等の作成命令など、法令に基づき、監督当局が直接監督することとなります。
66	「担保提供者が、当該担保物件を失うこととなった際の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認し、その内容も合わせて記録すること」を追加すべきである。	ご意見を踏まえ、修正いたします
67	総量規制では、有価証券担保貸付けが適用除外とされているが、この有価証券を担保とするという場合に、金融商品取引業者が保護預りする有価証券の引渡請求権に担保権を設定する権利質の場合も含まれることを、監督指針上に記載していただきたい。	施行規則第10条の23第1項第1号にあるとおり、対象となる有価証券は限定されていると考えられます。
68	既往借入れに対する返済方法が、月によって返済額が変更する方式である場合には、「月々の返済額」はどのように算出すべきか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
69	債務者の家計状況の統計的分析並びに総量規制の趣旨から、年収の3分の1に相当する債務を3年間で返済する場合は、毎月の総返済金額の合計は月間収入の9分の1を目処とする必要がある。	本監督指針では、すべての貸金業者が法の完全施行時に適用される総量規制の円滑な導入を行うことが可能となるよう、監督上の着眼点として、例えば「支払総額が月収の3分の1以下」との基準を例示しております。
70	「月収の3分の1以下」との基準は、4条改正の完全施行の準備段階であることを考慮したとしても適正な貸付基準であるとは到底考えられない。「月収の7分の1以下」ないし「月収の10分の1以下」との基準に修正することを求める。	

71	法第13条の2および4において定めのある過剰貸付に対する措置は、4号施行において求められるものであり、それ以前において具体的に定量的な規制の整備を求めることは、法における段階的な施行の趣旨を曲げるものであるの で、削除すべきである。	本監督指針では、総量規制の施行前においても貸金業者が適切に態勢整備を進めていくことがその円滑な導入のために必要であるとの観点から、過剰貸付け防止に係る態勢の整備状況を監督上の着眼点として盛り込んだものです。
72	法第13条4および第13条の3第3項の定めは4号施行の段階で行うこととなっており、法における段階的施行の趣旨を曲げることになる。また、頻繁に書類を提出しなければならない顧客に過度の負担を強いる内容は慎重に行うべきであるので、削除すべきである。	
73	複数の信用情報機関に加盟している貸金業者が同一の借入を複数の信用情報機関に登録している場合があるが、借入の件数、借入の返済額はお客様の申告をもって判断してよいか。また、信用情報機関の登録内容から、借入の同一性が識別可能な情報内容に整備予定なのかを示していただきたい。	信用情報機関からの信用情報と顧客からの申告の双方から総合的に判断する必要があると考えられます。 なお、完全施行時の指定信用情報機関は、信用情報の正確性の確保に関する業務規程を定め、顧客ごとの信用情報について名寄せ等を行うことにより、その正確性を確保することとなっております。
74	当局から与信業務について業務停止命令を受けた場合、業務停止期間中、指定信用情報機関に対する照会をすべきか。	業務停止命令を受けた貸金業者であっても、法の施行以降、過剰貸付を防止する観点から、適切な途上審査を行う上で必要不可欠な定期的な信用情報機関への照会は必要となります。
Ⅱ-2-11 広告規制		
75	「広告」と規定されているものの中に「ラジオコマーシャル」を入れるべきである。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
76	法が「貸付けの条件について広告する場合には貸付けの利率等を表示せよ」と定めている(法第15条)にもかかわらず、監督指針で「貸付けの条件についての広告」とは法第15条第1項第2号(利率)他を表示した広告だ、と定義するのは、同語反復であり意味をなさないとする。	監督指針(2)①において、法第15条第1項でいう「広告をする」内容を明確化しています。
77	「過度に強調する」ことは「事実ではないことを誤認期待させる」ものと、「事実でありかつ違法ではないことを強調する」ものがあるが、後者について規制を加える根拠が存在しない。前者に限っての規制・指針にとどめるべきと考える。	「過度に強調する」とは、誇大広告の禁止等を規定した法第16条第2項第3号において「借入れが容易であることを過度に強調する」ものについて規制する旨を明記しています。
78	テレビCM等広告する際には、契約内容に関し資金需要者に理解できるように表示するこ	広告規制については、協会が作成する自主規制規則において詳細

	<p>と、特に貸付利率に関しては、記載文字を他に比べ拡大する等、はっきりとした表示をするよう規制してほしい。</p> <p>また、広告等においてプラスイメージばかり強調するようなものは規制し、マイナス部分もはっきり表示するような広告にするよう指導してほしい。</p> <p>上記のような広告をなした業者に関しては、金融庁監督局は迅速に適切な指導を行い、改善が認められない場合、必要に応じて行政処分するなどしてほしい。</p>	<p>に規定されるものと承知しております。</p> <p>また、非協会員についても、法令等に基づき、協会の自主規制規則を考慮した社内規則等を作成することが義務付けられております。</p>
79	<p>多重債務を未然に防止するために、広告の際に最低返済額による返済を続けた場合、総返済額がどのくらいになるかの記載を義務付けるべきである。消費者金融を利用する場合の危険性の目安となるのは、最終的な負担がどのくらいになるかにあるからである。</p>	<p>債務者の最終的な負担額は、個々の契約等により異なることから、広告に記載することは困難なため、法の完全施行時には、交付書面においてトータルの元利負担額を記載することとなります。</p> <p>なお、本監督指針Ⅱ-2-9において、契約内容の十分な説明態勢の整備を着眼事項としております。</p>
Ⅱ-2-12 書面の交付義務		
80	<p>① IT書面とすることの承諾方法を限定していないが、同書面は、債務者の目に触れない可能性が高く、承諾は厳格になされるべきであるから、文書によるべきである。</p> <p>② 承諾に際してのIT書面のデメリットの説明及び債務者等が同書面を受け取ることができるかの確認も監督の対象とすべきである。</p> <p>③ 本人確認の徹底についても、監督の対象とすべきである。</p>	<p>①承諾方法を書面のみに限定することは、かえって利用者利便を損なうおそれがあることから、IT書面によることも施行規則において認められているところです。</p> <p>②③貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
81	<p>規則第12条の2第8項において文字指定8ポイント以上とされているが、複写裏面などの文字に灰色等の中間色を使用することは可能か。</p>	<p>資金需要者等が記載内容を十分に理解できるよう、明瞭かつ正確に記載する必要があると考えられます。</p>
Ⅱ-2-13 帳簿の備付け等		
82	<p>帳簿は地域センターや外部委託先に保管されているが、帳簿のデータを電子的に直ぐに営業所に取り寄せ可能としている状態は帳簿が備付けされていると考えられるか。</p>	<p>「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第4条の要件（営業所の電子計算機の映像面への表示及び書面への出力）を満たす必要があることに留意する必要があると考えられま</p>

		す。
83	<p>法施行規則で最終の弁済期日から帳簿の保存期間は規定されているが、業者の中には取引継続中であるにもかかわらず、何年以前の帳簿は廃棄したと主張することがあり、この点についても監督対象とすべきである。また、業務帳簿の記載内容の改竄、虚偽記載等に関しては厳正な対処をしてほしい。</p>	<p>帳簿の保存期間を10年と定めた法令等に則り適切に対応してまいります。</p>
Ⅱ-2-14 帳簿の閲覧、謄写		
84	<p>取引履歴の虚偽開示又は一部しか開示しないこともあり、この点についても監督対象とすべきである。</p> <p>債務整理に関しては、個人情報保護法によらなくとも取引履歴の開示に協力するよう指導し、債務整理に協力するよう指導してほしい。また、開示請求に対し、虚偽の開示や開示を拒否した場合には当該業者に対する指導を徹底してほしい</p>	<p>法令等に則り適切に対応してまいります。</p>
85	<p>① 「物的設備」とは閲覧する部屋や電子帳簿の場合はコンピューター機器を意味するのか。この場合、コンピューター機器は請求者が操作しなければならないのか。</p> <p>② コンピューター機器を請求者の閲覧、謄写用に設置していない場合、貸金業者が別途、電子帳簿から出力、印刷した資料を請求者に対し手交することによいか。</p>	<p>① 個人情報に配慮した閲覧等ができるスペースも必要であるほか、帳簿が電磁的記録で作成されている場合は電子計算機等が必要です。電子計算機の操作は、基本的には請求者が行いますが、請求者の求めに応じて、貸金業者において操作の説明や請求者に代わって操作を行う必要があると考えられます。</p> <p>② 閲覧については、記録されている事項を電子計算機の映像面に表示すること又は当該事項を記載した書面を閲覧に供することをもって、これに応じたとすることができるものと考えられます。</p> <p>謄写については、請求者が行う行為であることから、記録されている事項を電子計算機の映像面に表示又は当該事項を記載した書面を閲覧に供し、請求者が謄写可能な状態とすることをもって、これに応じたとすることができるものと考えられます。</p>
86	「物的設備を確保し」に関し、閲覧又は謄写	(1) ③については、帳簿の閲

	の方法として、(1)③を行う場合は、それにより代替できると理解してよいか。	覧等の請求者が遠隔地に居住するなど来店が困難である場合、請求者の求めに配慮することを規定したものであり、閲覧又は謄写の請求を拒否することはできないと考えられます。
87	帳簿を電子的に記録し管理しており、取引履歴は閲覧・謄写が可能であるが、その他の個人情報、個人情報保護の観点からCPのみで管理しており実質的に閲覧・謄写の対応はできない。個人情報保護を鑑みても閲覧・謄写については、取引履歴のみとはできないのか。	法令で規定する帳簿書類については閲覧又は謄写の請求を拒否することはできないと考えられます。
88	請求者に請求の事前に連絡を求め、閲覧の準備を整えることは認められるか。 帳簿の閲覧又は謄写の請求に対して、その場でこれに応じず、後日、複写物の郵送による対応をとることは問題ないか。	法第19条の2の規定により、貸金業者は閲覧又は謄写の請求を拒否することはできないと考えられます。 なお、請求者の求めに応じて、郵送等による対応をとることは妨げられないと考えられます。
Ⅱ-2-15 取立行為規制		
89	法第21条第1項第2号に規定する「その申出が社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由」に該当する可能性が高いものとして、「二. 申出に係る返済猶予期間中に債務者等が申出内容に反して他社への弁済行為等を行った場合」とあるが、当該事実を情報機関の登録情報から知り得るのが、一般的であると思われる。貸金業者が信用情報を使用しても問題ないのか。	当該貸金業者が、債権保全を図る上で、当該債務者の返済能力の調査を目的として、その信用情報を使用することは、基本的には認められると考えられます。
90	貸金業者は取立行為に当たって、貸金業者名で督促状を送付しても良いのか？	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えますが、債務者等から家族に知られないように要請を受けている場合以外は、貸金業者名で督促状を送っても直ちに債務者等に心理的圧迫を加えることに該当するものではないと考えられます。
91	監督指針のイ～ホに該当する場合は、「その申出が社会通念に照らして相当と認められないことその他正当な理由」があると解してよいか。	監督指針イ～ホは、「その申出が社会通念に照らして相当と認められないことその他正当な理由」に該当する可能性が高いと考えられる例示として記載したものです。 法第21条1項2号に関しては、一般に、債務の履行が約定どおり

		行われていない場合に債権者が債務者に督促することは正当な行為であり、貸金業者に限ってこれを全面的に禁止することは現実的ではない一方で、これまで、昼間の自宅への取立てに関する禁止行為は示されていなかったことから、債務者等から返済をする時期や連絡をとる時期等についての申出がある場合に、正当な理由なく取立てを行うことを禁止することとしたものです。
92	留意事項中、法第 21 条第 1 項第 1 号、第 3 号で規定する「債務者等と連絡をとるための合理的な方法が他にない場合」について、拡大解釈を防止するため、他に手段が一切存在しないことを意味することを明記し、第 21 条第 2 項第 2 号について、③イ「弁済や連絡についての」という表記は、弁済可能な状態にない債務者に弁済を強制するために連絡することも正当化するものではないことを明記すべきである。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
93	法第 21 条第 1 項第 3 号について、債務者等が事業者の場合の「事業所（日常の連絡交渉を行っている会社事務所）」は、「勤務先その他居宅以外の場所」に該当し、督促時の留意事項②ロに例示された「正当な理由」がない場合は敢えて事業者（代表者）の「居宅」へ架電等で連絡すべきでしょうか？	
94	取立行為規制に関して、法第 21 条第 1 項第 7 号（債務者等以外への弁済要求の禁止）について旧法から「みだりに」がはずされた趣旨を踏まえ次のようなコメントを入れるべきである。 「債務者等」とは債務者、保証人のように法律上支払義務のある者をいう。したがって親族等への請求はもちろん、民法第 195 条所定の期間内の債務者の推定相続人、抗弁権を有する保証人に対して債務者への催告等を行わない内での弁済要求をすることは本号違反となる。 「弁済要求」とは明示のものに限らない。弁済の義務があるやなしやの問い合わせに黙秘する行為、当該第三者が債務者と密接な関係にあることなどを強調するような行為もこれに該当する。 親族の情義、高利や取立への恐れから、法律上支払義務がないにもかかわらず他人の債務を	ご指摘の点については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。 なお、「債務者等以外の者」とは債務者又は保証人以外の者、すなわち法的に支払義務のない第三者をいい、これらの者に支払を要求することに妥当性があるとは考えられないため、「みだりに」を削除し、「債務者等以外の者」に支払を要求することを一切禁止したものです。

	<p>弁済してしまい、多重債務を抱えるケースが多数あること、とりわけ依存症をかかえた債務者の関係者が代わりに弁済する行為は症状を悪化させる。ことからコメントが必要である。</p>	
95	<p>「破産開始等の申立」がなされたのであれば、貸金業者は、以降その手続きに協力すべきであるから、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問することの正当な理由とはならない。同文言は削除すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
96	<p>債務者が行方不明になった場合、残された家族が業者からの督促電話に対応することになるが、その場合、業者から家族へ連絡することを控えるよう指導すべきである。</p> <p>また、保証人となっていないにもかかわらず、家族が自らも支払い義務があるものと誤解しているケースが多数見受けられる。このような場合につき、支払い義務がない旨を説明することとし、払ってくれる人にも法律上の義務はないことを告知するよう指導してほしい。従わない業者には行政指導してほしい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、債務者の所在を確認するため、やむを得ず家族へ連絡することは直ちに問題とはならないものと考えられます。なお、家族等債務者等以外の者が、貸金業者からの債務者の所在確認等への協力要請に対し拒否している場合に、さらに協力を求めることは法第21条第1項第8号で禁止されています。</p> <p>また、法第21条第1項第7号で債務者等以外の者に債務の弁済を要求することは禁止されています。</p>
<p>Ⅱ-2-16 債権譲渡</p>		
97	<p>債権譲渡人、債権譲受人の双方から通知するよう指導してほしい。</p> <p>どの債務者の債権を譲渡したかを記載した帳簿を作り、利害関係人からの閲覧請求ができるようにしてほしい。</p>	<p>債権譲渡に際しては、法第24条に基づき適切に対応する必要があるものと考えられます。</p>
98	<p>法第24条第4項に定める「相当の注意」に関し、当該業者との取引の有無及び当該業者との取引に関して適切な取扱いを行うような社内規定等が整備され、周知徹底されているかも、監督対象とすべきである。</p>	<p>ご指摘の内容は、(1)①に含まれると考えられます。</p>
99	<p>暴力団員等への債権譲渡がなされないよう、確認をする際には、単に相手方からの申告(暴力団員等がないこと)を求めるだけでなく、貸金業者も積極的に情報収集に努めるべきである。その際の情報収集の方法、更新の頻度及び情報の社員への周知徹底も監督対象とすべきである。</p>	<p>ご指摘の内容は、(1)②に含まれると考えられます。</p>
100	<p>「債権譲渡契約における責任分担の内容如何</p>	<p>本規定の趣旨は、問い合わせを</p>

	にかかわらず、債権譲渡人及び債権譲受人の双方が債務者等からの問い合わせや取引履歴の開示請求に対応できるような態勢が整備されているか。」と修正されるべきである。責任分担を明確化しさえすれば、一方が開示義務等を免れるかのような表現は問題がある。	行った債務者等に対し、債権譲渡人と債権譲受人との間で、相互に責任の転嫁を図り、債務者等に不利益が及ぶことを防ぐ目的で規定したものです。 なお、法令上、債権譲渡人には譲渡前の取引、債権譲受人には譲渡後の取引について帳簿の作成・保存義務が課せられているため、帳簿の閲覧・謄写も譲渡人、譲受人のそれぞれが請求に応じる必要があると考えられます。
101	債権譲渡に伴って、対象債権の債務者に関する個人情報（信用情報機関を通して入手する他社債権に係るものを含む）を譲渡先へ提供することについて問題がないか明確にしたい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、基本的には、信用情報の漏えいに当たると考えられません。

Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
	Ⅲ－１ 一般的な事務処理等	
	Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務	
102	<p>貸金に関して総量規制を導入した場合、割賦販売の形態をとり脱法行為を行う業者が多数出現することが容易に予想される。</p> <p>神田や新橋の駅前に多数存在する、所謂クレジットカード金融の脱法行為を助長することになるので、これは徹底的に取り締まるべきだが、経済産業省、警察庁との間で取締方針の摺り合わせはできているのか？</p> <p>商行為に名を借りた高利貸しは、利息の徴収を禁じたイスラム金融の世界でも存在する。例えば、ダイヤモンドや腕時計などを50万円で割賦購入させ、それを40万円で下取りして現金化する。顧客は、40万円の現金と50万円の分割払いの借金が残る。日本の場合は50万円の借金（クレジット・リボ払い）にも利息制限法以内の金利がつくので、実際の金利・手数料負担は違法金利の水準になる。</p> <p>クレジットカードや割賦にて購入した金品の、直後の買取りを禁止する方策を経済産業省と一緒に検討願いたい（購入先への返品＝同額でのキャンセルは除く）。</p> <p>商品の販売業者、割賦購入あっせん業者、商品の買取り業者の間に、少しでも牽連性が認め</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

	<p>られる場合には、一連の商行為そのものが無効となるように規定すべきである。</p> <p>悪徳業者が活動する余地を残されては、正直にコンプライアンスを重視して事業を行っている業者が迷惑するので敢えて指摘したい。</p>	
103	<p>無登録業者若しくは登録した違法業者（以下「ヤミ金業者」）に対し、警察等の捜査機関と協力・連携することにより迅速な対応をしてほしい</p> <p>金融庁監督局がヤミ金業者の違法行為に対し、刑事告発などできる制度を制定してほしい。例えば、ヤミ金業者による督促と被害者の自殺との間に因果関係が認められれば、刑法犯（自殺関与および同意殺人罪など）として刑事告発できるようにするなど厳しく対処できる制度を制定してほしい。</p> <p>また、ヤミ金業者に対する専門部署を作り、当該部署の権限を強化し、警察と連携してその対応を徹底してほしい。</p> <p>ヤミ金業者に関する情報を把握した場合の措置は警察等の捜査機関に通報することおよび多重債務相談窓口など適切な機関に繋ぐことなど最低限金融庁監督局が行うべき具体的な措置を定めてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
Ⅲ－１－２ 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督		
104	<p>「当該非協会の規模や特性を踏まえる」ことの内容を明確にするよう、要望する。</p>	<p>貸金業者の業種、規模、特性は様々であるため、あらかじめ明確な基準を設けることは困難であると考えられます。</p>
105	<p>貸金業協会に加入していない貸金業者に対する監督を強化し、且つ徹底するよう検討してほしい。また、非協会員に対しても貸金業協会に加入するよう指導してほしい。</p>	<p>非協会員に対する監督については、法令等に則り適切に対応してまいります。</p> <p>なお、非協会員に対する加入勧誘活動は協会が行うこととなります。</p>
Ⅲ－１－５ 検査部局との連携		
106	<p>監督部局と検査部局は一体化すべきと考える。</p> <p>貸金業者に対する不定期の抜き打ちによる立ち入り検査を実施すべきである。</p>	<p>引き続き、貸金業者に対する適切な検査などを実施してまいります。</p>
Ⅲ－１－６ 貸金業協会との連携等		
107	<p>貸金業協会の自主規制ルール等の変更に関しては金融庁の認可を必要とするなど、金融庁が協会に対するチェック・監視機能を持つべきである。</p>	<p>法第33条により、定款又は業務規定を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされています。</p>

	貸金業協会の登録貸金業者に対する監督業務の委託に関しては、一定の制限を設けるべきである。	協会は、法第 37 条や第 38 条により、協会員に対し処分等を行う権限を付与されています。
108	今回、全国に一つの貸金業協会を設置し、法規制になじまない点については自主規則を制定させて、それを金融庁が認可して間接的な監督を及ぼそうとしている。その意味では、貸金業者への監督が法令等の違反については監督当局が、自主規制の部分は貸金業協会と二分して、それぞれ監督が図られることになることが定められている。しかし、「緊密な連携」として協会による監督を先行するようなことになればかえって監督当局による監督が不十分となる可能性があり本末転倒となろう。監督部署の法令違反等への適切な権限行使の発動を弱めてはならない。	法令に基づき、厳正かつ適切に対処してまいります。
Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続き		
Ⅲ－３－１ 登録の申請、届出書等の受理		
109	他の貸金業者で行政処分等を受けてから 5 年を経過しない者、若しくは禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を終わってから 5 年を経過しない者など、宅地建物取引業法第 5 条各号に規定するような申請人や申請会社の役員に対する資格の制限を設け、事後的にそのような者に免許を与えてしまったことが判明した場合には迅速に対応してほしい。	法第 6 条に該当する場合、登録を拒否しておりますが、引き続き法令等に則り適切に審査を行ってまいります。
110	(2) ④「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」の審査に当たって、業務経歴の審査は本人からの申告では信憑性が薄いため、職歴証明書等の添付を明記すべきである。	原則として、様式に従った経歴書で確認することとなりますが、必要に応じて職歴証明書等の提出を求めることを否定するものではないと考えられます。
111	登録申請書の提出について、現在は「原則として貸金業協会を通して提出する」とされているが、今後、貸金業協会会員は必ず協会を通して提出しなければいけないこととなるのか。	法第 41 条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会が当該提出の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、協会支部を通じて提出することとします。 ただし、登録申請の審査は、あくまで財務局の本来業務であるため、登録申請書を財務局に対して直接提出していただいても構いません。 この趣旨を明確にするため、規定を修正いたします。
Ⅲ－３－５ 業務報告書の徴収		

112	<p>「業務報告書」と「事業報告書」の両方の提出を求めることは、貸金業者にとって過度の負担となるほか、内容を審査する都道府県においても負担となるため、「事業報告書」に統一してもらいたい。</p> <p>仮に年度末の計数を把握する必要があるのであれば、「事業報告書」との重複を避け、必要不可欠な数字のみの報告を求めるようにしてもらいたい。</p>	<p>「業務報告書」と「事業報告書」は内容の異なる報告であり、いずれも貸金業者の業務の状況を適切に把握するのに必要な報告と考えられます。</p>
113	<p>下記の報告も為すべき義務を、貸金業者に課すべきである。</p> <p>①毎年の借主もしくは保証人の自殺者の人数 ②保証人に請求した件数 ③保証人からの元本回収金額（借主からの元本回収金額との対比） ④手形・小切手による不渡りの件数 ⑤うち、利息制限法の残金のないものの件数 ⑥自己破産の件数</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
Ⅲ－６ 貸金業関係連絡会		
114	<p>弁護士会、司法書士会等の関係団体から申し出があった場合、必要に応じて弁護士会、司法書士会等の関係団体が出席できるようにすべきである。また、連絡会を通じて整理・収集された情報（ヤミ金業者に関するものなど）を関係団体に提供してほしい。</p>	<p>監督指針Ⅲ－６において貸金業関係連絡会は、監督当局と警察当局の連携を図り、法の円滑な施行を確保することを目的としておりますが、必要に応じて弁護士会等の関係団体等を出席することができますものとされております。</p>
115	<p>当局から与信業務について業務停止命令を受けた場合、業務停止期間中、指定信用情報機関に対する照会をすべきか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
116	<p>改正貸金業法の円滑な施行のためには、貸金業者をともに監督している財務局と都道府県の連携・意見交換を一層行うべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、財務局と都道府県の緊密な連絡体制を設けるため、「Ⅲ－７ 貸金業監督者会議」を追加します。</p>

その他、様式関係

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
117	<p>参入規制のための資本制限のほか、施設・設備等のハード面においても一定の機能を有する場合においてのみ、参入できるようにすべきである。</p>	<p>監督指針Ⅲ－３－１（２）において、貸金業務を適切に行うための施設・設備等が設けられているか審査を行うこととなっております。</p>
118	<p>貸金業の我が国の金融システムにおける役割が規定されている。当該役割を踏まえると、貸金業者にも災害時に果たすべき重要な役割があると考えられ、預金取扱金融機関や証券会社向</p>	<p>「災害地における金融に関する措置」は、災害地の住民支援のため、必要最小限の金融措置を迅速に行うことを目的としております</p>

	<p>け監督指針と同様に「災害地における金融に関する措置」に係る規定を盛り込む必要があるのではないか。</p>	<p>が、貸金業者は、業者数が多く規模も異なるため、一般的に金融措置の要請は実務上困難であると考えます。</p>
119	<p>登録票の記載事項に過去に処分を受けた旨の表示等をするべきである（直接的な表示が難しいのなら、例えば最初の登録年度を記載し、それと更新回数の数字とを照らし合わせてみて矛盾してれば過去に処分を受けたことがわかるなど）</p> <p>また、各店舗（無人契約機の設置場所も含む）においても登録票を設置するべきである。</p>	<p>法第24条の6の8に基づき、監督処分等は公告することとなっております。</p>
120	<p>別紙様式24の3「貸付金の金額別内訳」の記載上の注意にて表9に記載した自己資金とあるが、表9が欠落していると思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>